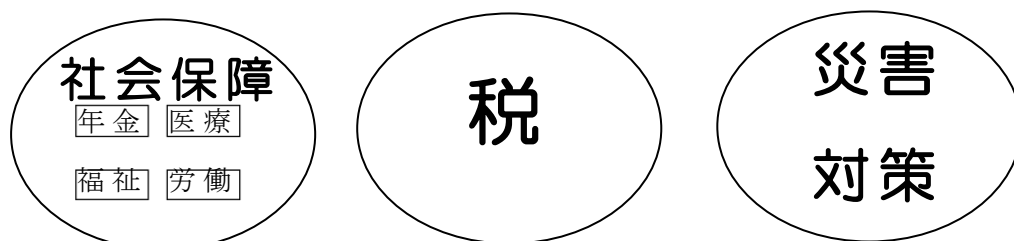


マイナンバー法に基づく流山市の「マイナンバー利用条例(案)」 についての概要

1 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の概要

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）が公布され、マイナンバー制度の導入が決定されました。これに伴い、年金や医療、福祉などの「社会保障」「税」の賦課収納、「災害対策」の行政手続で個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）が必要となります。そして、これまで別々だった税の番号や年金の番号、福祉の番号などがマイナンバーにより正しく「名寄せ」ができるようになり、申請書類等が簡略化されることとなります。



■ 今後の主なスケジュール

時期	内容
平成27年10月	マイナンバーが「通知カード」として、全員に送付されます（付番通知）。
平成28年1月	申請に基づく「個人番号カード」の交付が開始されます（マイナンバーの利用開始）。
平成29年7月	全国市町村と年金機構などの他の行政機関等との間でマイナンバー利用による情報の照会・提供が開始されます。 ※マイナンバー制度の本格運用開始

2 条例制定の趣旨

マイナンバー法では、下記の3つの事務でマイナンバーを利用する際には、市の条例で定める必要があります。

3つの事務の内容	根拠法令
マイナンバー法別表第1に掲げられていない事務で、マイナンバーを利用できる社会保障・地方税・防災の分野で市が個人番号を利用する場合（独自利用）	マイナンバー法第9条第2項
市の事務の間でマイナンバー法で定める利用事務や社会保障・地方税・防災分野の市独自事務で、特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）	マイナンバー法第9条第2項
市の庁内他機関へ特定個人情報を提供する場合（他機関連携）	マイナンバー法第19条第9号

3 流山市におけるマイナンバー独自利用の基本的な考え方

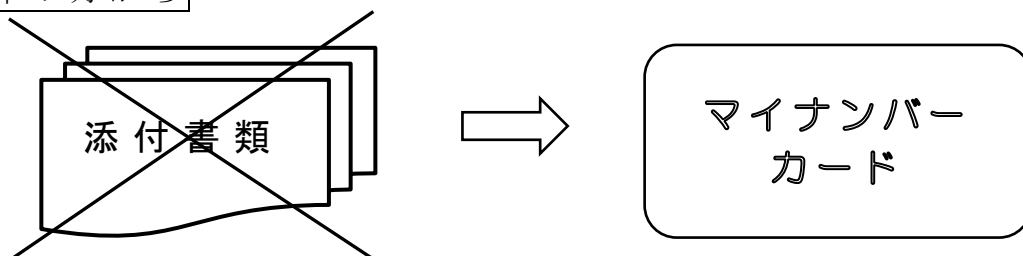
流山市のマイナンバー法以外の市条例や規則で定めるマイナンバー利用事務は下表の計 27 事務です。

ただし、いずれの事務も基本的には現在でも、申請時に本人の同意を取り、既に添付書類の省略化を図っていることから、条例施行のスタート時点では、事務の流れに大きな変化はありません。しかし、他市町村との情報連携開始が予定されている平成 29 年 7 月以降、事務処理に必要な地方税情報がシステムを経由し取得可能となるため、添付書類が不要となり利便性の向上につながります。

【マイナンバー利用条例で定める社会保障、税分野の市独自事務の分類】

項目	事務内容
社会保障に関する事務	高齢者在宅サービス支援事業の実施に関する事務、在宅高齢者の家族に対する介護用品の支給に関する事務、福祉手当の支給に関する事務、健康診査及び検診の実施に関する事務、子どもの医療費の助成に関する事務等の計 26 事務
地方税に類する事務	下水道事業受益者負担金徴収事務

平成 29 年 7 月から



4 条例制定に向けた今後のスケジュール

条例制定に向けた今後のスケジュールは下記のとおりです。

時期	内容
平成 27 年 6 月 22 日 ～同年 7 月 21 日	パブリックコメント募集
平成 27 年 7 月上旬	情報公開・個人情報保護審査会への諮問
平成 27 年 9 月議会	市マイナンバー利用条例（案）の議案の上程
平成 28 年 1 月	条例の施行